

# 大阪市立深江小学校 「学校いじめ防止基本方針」

令和7年4月1日

## 1. いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

（いじめ防止対策推進法 第2条）

## 2. 本校の基本方針のポイント

上記の考えをもとに、本校では「いじめはどの学校、どの学級でも起こり得る。」という認識のもと、学校教育目標『「心豊かに力強く生きぬく子ども」の育成～夢や志を持ち、一人一人が輝く学校』の実現のために「深江小学校いじめ防止基本方針」を策定し取り組んでいく。

未然防止について最優先に取り組むとともに、いじめ事案に対して早期発見・早期解決を目指す本校の基本方針のポイントとして、以下の3点をあげる。

- ① いじめを絶対に許さない学校の雰囲気づくりに関する取り組み（教職員・児童の意識改革についての方策等）
- ② いじめの未然防止・早期発見のための取り組み
- ③ 家庭・地域と連携した、早期発見、早期解決の取り組み

## 3. いじめの未然防止についての取り組み

＜基本姿勢＞

いじめは、どの児童にも起こり得る、どの児童も被害者にも加害者にもなり得るという事実を踏まえ、全ての児童を対象に、いじめに向かわせないための取り組みを全教職員で行う。

### （1）授業改善について（学力向上アクションプランをもとに）

#### ① 学習規律の確立や配慮を要する児童への対応について

児童の実態にあわせたわかりやすい授業の構築を進める。その中で「聞く」「見る」「考える」「話す」といった学習するための基本的な学習習慣を身につけさせる。また、児童が自分の考えを話す場を多く設けるとともに、他者の考えを聞き、その考えを尊重できるようにする。

#### ② 相互公開授業等「わかる授業」づくりにおいての具体的な取り組みについて

すべての児童が参加・活躍できる授業を工夫することで「わかる授業」づくりをすすめ、教員が積極的に授業を公開し互いに参観しあう機会を位置づける。

### ③ 指導力の向上に関する取り組みについて

多様な考えを生み出し、話し合うことができる発問の工夫に取り組み、伝え合う力を培うための学習場面を設ける。また、教員が多様な考えを認める立場に立って、児童一人一人が異なる考えを認め合い考え合えるようにする。

### (2) 自己有用感を高めるために

#### ① 一人一人が活躍することができる活動を充実させるための取り組みについて

学級活動や全校での集団活動などを通して、個々の児童の役割を明確にすることで自己の成就感を感じ取れる活動内容を考え実践する。また、児童が活動に主体的に取り組めるようにする。

#### ② 友だちや教職員と関わり、人とのつながりを感じることのできる集団づくりについて

縦割り班活動などの集団活動を通して、自分の役割について理解し行動できるようにし、頼り頼られることで児童自身が自己有用感を感じ取れるようにする。教員は自分の担当の班に積極的にかかわることで、担任以外の教員との接点を持つ機会を多く作り教職員全体で児童への関わりが持てるようにする。

#### ③ 児童を認め、褒める指導を充実させるための取り組みについて

児童の学校生活を観察し共通理解を図り、頑張っているところや良さが出ているところを教員が評価し共有する。また、児童同士で仲間の良さを見つける活動の場を設定し、様々な場面でお互いを認め合えるようにする。

#### ④ 児童が自分の居場所として安心できる学級環境づくり

学級での活動は学校生活の大部分を占める。集団活動が苦手だったり、コミュニケーションが不足しがちだったりする児童に対して教職員一丸となった支援をする。学級内ですべての児童が安心して学校生活を送ることができる集団作りを進める。常に教員が全員の児童の存在感を意識した学級経営を工夫する。

### (3) いじめを許さない・見逃さない雰囲気の醸成

#### ① 道徳教育や学級活動の充実を図る取り組みについて

道徳・学級活動の年間計画を見直し内容の充実を図り、児童の自尊感情を高める。

#### ② 命の大切さや互いを思いやることの大切さを実感することができる取り組みについて

異学年交流を通して他人を思いやる気持ちを醸成する。また、動植物の飼育栽培を通して命の大切さを実感させる。

#### ③ 「傍観者」もいじめに加担していることを認識させるなどの指導について

いじめを認識しながら放置したり見て見ぬふりをしたりする行為は、いじめを助長する行為として許されないことをあらゆる場面を通して指導する。

#### ④ 情報モラルに関する取り組みについて

インターネットやメール、SNSなどを使った人権を侵害する誹謗中傷は、許されないことを指導するとともに、家庭や地域と連携して情報モラルの浸透を図る。

## 4. いじめの早期発見についての取り組み

### <基本姿勢>

いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から関わりをもち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、積極的に認知する。

#### ① 児童観察の充実と情報の共有化について

##### (ささいな変化に気づくことができる体制づくりについて)

教員が、気になる児童の変化や行動を発見した時は、すぐに情報を共有できるようにし、管理職に報告し必要に応じて関係教職員を招集するなどして対応に当たるようとする。児童の変化や行動については記録を残し観察を続け対応にあたる。

#### ② アンケート調査の活用、教育相談（個人面談）の実施について

学期ごとに「いじめアンケート」をとり、いじめの事象が認められた場合はいち早く面談をするなどして状況を聞き取り解決に当たる。決していじめを放置することができないようとする。

#### ③ 外部機関との連携について

こども相談センターや区保健福祉課、東成警察など、いじめに関する相談窓口に学校が積極的に相談する。

### いじめ相談窓口の周知について

いじめに関する相談窓口を保護者に周知する。

## 5. いじめの早期解決についての取り組み

### <基本姿勢>

発見・通報を受けた場合には、特定の教職員で抱え込まず、速やかに組織的に対応する。被害児童を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害児童を指導する。指導においては、謝罪や責任を形式的に問うのではなく、社会性の向上、児童の人格の成長に主眼を置いた指導を行う。

#### ① いじめ事案を委員会（管理職等）へ報告する体制について

いじめを発見した教職員は緊急を要する場合のほかは一人で対応しないで複数で対応する。その対応について「いじめ問題対策委員会」（以下、委員会とする）担当者に報告し担当者は管理職に報告し記録を作成、保管する。

#### ② 全教職員が団結して問題解決に取り組むための体制づくりについて（情報の共有化・教職員の連携等）

委員会での内容は、速やかに全教職員に周知し、内容の共有を図る。また、教職員は、いじめの事象ととらえた場合は些細なことでも担任や委員会担当に連絡し情報の共有化を図る。

#### ③ 被害児童生徒の保護、加害児童への指導について

情報収集を綿密に行い、被害児童の安全確保を最優先し、加害児童には毅然とした態度で指導に当たる。

## 家庭・地域との連携について

- 被害児童、加害児童の家庭と連携を密にとり、児童の変容を把握するとともに、地域の民生委員及び主任児童委員からも地域での対象児童の様子について状況を把握できるようにする。

## ネット上のいじめに対しての『大阪の子どもを守るサイバーネットワーク』の活用について

- 全学年年間1回以上の情報モラルについての学習をする。
- 6年生については年間2回以上の情報モラルについての学習をする。

## 6. いじめ問題に取り組むための校内組織

### (1) 学校内の組織

#### ① 組織名称「いじめ防止対策委員会」

構成 校長・教頭・教務主任・生活指導部長・人権教育担当・養護教諭  
場合によって「いじめ問題対策委員会」  
特別支援教育コーディネーター、担任、スクールカウンセラーを追加する。

役割 • 学校基本方針に基づく具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。

- いじめの疑いに関する情報や、児童の問題行動に関わる情報の収集や記録、共有を行う。
- いじめの疑いに係る情報があった場合には緊急会議を開催し、迅速な情報の共有、関係児童への事情聴取、指導および支援の方針の決定、保護者との連携を行う。

#### ② 【年間計画】

##### 【調査等】

① 児童対象いじめアンケート調査 年3回（7月・12月・3月）

② 教育相談を通じた学級担任による児童生徒からの聞き取り調査

年3回（7月・12月・3月）

##### 【研修会・情報交換会】

- 学年会
- 人権教育実践研修会（5月・11月）
- 生活指導研修会（8月）
- 生活指導部会 月1回
- 児童理解研修会（校内委員会） 月1回

### (2) 保護者や地域・関連機関との連携

#### ① 学校だよりなどによる情報発信・啓発について

- 「学校いじめ防止基本方針」を学校だよりなどで公開し、家庭や地域の理解を得る。

#### ② 学校協議会への提案・協力体制について

- 学校協議会で「学校いじめ防止基本方針」を提示し、協議をする。
- 学校協議会において学校のいじめ対策について意見を得る。

- ・相談体制を強化するため、スクールカウンセラーや大阪市子ども相談センター、区役所子育て支援室との連携を推進する。

### (3) 取り組み内容の検証

- ① P D C Aサイクルの活用や「運営に関する計画」との関連について  
いじめ防止に向けての取り組みを指標に表し、取り組み状況を振り返り改善する。
- ② 取り組み評価アンケートの実施等、未然防止の推進・再発防止に関する改善方法について  
いじめ防止に向けての教職員アンケートでの取り組み改善や外部講師を招いて、いじめ防止に向けての研修を実施する。

## 7. 重大事案への対処

- ① ア) 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」  
イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑い」等があった場合、速やかに教育委員会に報告し、連携して、調査および対応を行う。
- ② 学校の対応（隠蔽しない・誠意ある対応・窓口の一本化）について  
学校の設置者の指導のもと、以下のような対応をとる。
  - ・学校において、重大事態の調査組織を設置
  - ・調査組織で、事実関係を明確にするための調査を実施
  - ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供
  - ・調査結果を学校の設置者に報告
  - ・調査結果を踏まえた必要な措置を講ずる
- ③ 調査組織の設置や事実関係の明確化について  
学校の設置者の指導のもと、調査組織を設置し、設置者から地方公共団体の長等に報告する。

### 被害児童及びその保護者への適切な情報提供について

- ・調査によって明らかになった事実関係について、情報を適切に提供する。
- ・個人情報であるが、必要な説明を怠ることはあってはならない。

### 教育委員会への報告について

- ・設置者の指示のもと、資料の提出など調査に協力する。

### ※ いじめ発見の際の流れ

